

やさしいまちづくり推進計画 前期の見直し (平成 16 ~ 18 年度)



平成 20 年 3 月

■計画見直しの目的と体制

《目的》

- 1) 推進計画策定（平成16年3月）以降の法体系や行政計画、社会経済情勢等の動向をふまえて、やさしいまちづくりの現状や課題、促進プログラムを検証します。
- 2) 上記動向や前期（平成16～18年度）が終了し、その成果をもとに重点施策の見直しを行います。

《体制》

- 1) やさしいまちづくり庁内推進会議及び幹事会によって審議しました。
- 2) ワークショップの手法を用いて区と区民の協働で検討しました（計5回開催）

■見直しの3つのポイント

1 新たな重点施策を位置づけました

平成16年度の「やさしいまちづくり推進計画」策定以降、個別のバリアフリー整備は進んできています。平成17年度には交通バリアフリー基本構想を策定するなど区の取り組みも進みました。

これからも引き続き整備を推進しますが、歩道の段差解消など事業が完了したものについては見直し、新たな重点施策を位置づけました。

2 しくみづくり、ソフトの取り組みを充実させました

ユニバーサルデザインの理念を広げ、やさしいまちづくりは、単にハードの改善だけではなくより幅広い「まちづくり」としてハードとソフトを施策の両輪として進めていく必要があります。

区と区民および事業者との協働によって取り組むために「やさしいまちづくりハンドブック」の作成や「交流の場づくり」といったソフトの取り組みを充実させました。

3 法制度の整備や計画策定にあわせた見直しを行いました

平成18年12月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」をはじめとして、国や都による法制度の整備や計画策定が進み、交通機関、公共的建築物、道路、公園、住宅など様々な施策の連携が一層重要となりました。

駅前等の総合的な取り組みを重点施策に位置づけるとともに、施策間の連携を強化するためのしくみづくりを充実させました。

■やさしいまちづくりの課題

1 地形や道路の構造に対応した移動しやすいまちづくり

江東区の特徴を活かし、利用者の立場で道路や水辺を連続して移動できるよう整備していく必要があります。

2 公共的な建物や駅などで誰もが利用しやすい整備の推進

特定施設や小規模既存施設などの整備推進と、障害のある人を含む利用者の意見を整備に反映させるしくみの充実が必要です。

3 地区特性に応じた面的な整備の推進

江東区ではこれまでに駅を中心とした面的な整備を区民の参加を得ながら進めてきました。今後も都市計画マスタープラン等と連携し、江東区の地区特性に応じたやさしいまちづくりの推進が必要です。

4 やさしいまちづくりへの参加促進と区と区民および事業者の協働のしくみづくり

障害のある人を含む利用者のやさしいまちづくりへの参加促進と、区と区民および事業者の協働を進めるしくみづくりの継続が必要です。

5 ユニバーサルデザインの理念の浸透 《新規》

江東区のやさしいまちづくりは、どこでも、だれでも、自由に、使いやすくという「ユニバーサルデザイン」の考え方を基本として、一人でも多くの人の使いやすさを追求しています。そのためには企画から整備後の評価まで利用者の声を常に反映させ、改善を図っていく「スパイラルアップ」の考え方が不可欠です。しかし、言葉の認知度や理念はまだ十分に浸透しているとは言えず、その普及が今後の課題です。



駅を中心とした面的な整備、水際の散歩道等の円滑な移動を確保する整備を進めてきました

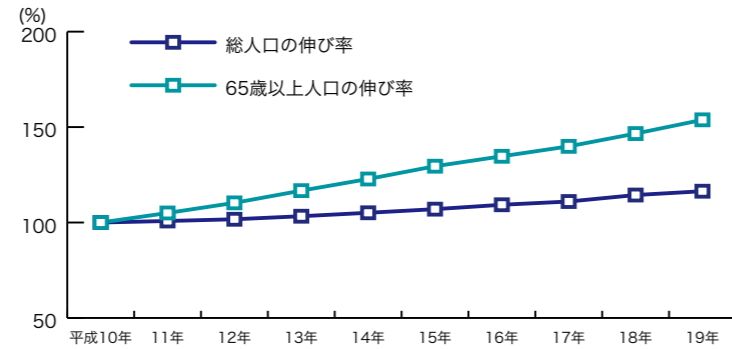


施設整備にあたって障害のある当事者の意見を聞きながら整備を進めてきました。

■推進計画見直しの背景

●高齢化の進行

江東区の平成10年を100としたとき平成19年の総人口は1.16倍に伸びているのに対して、65歳以上の人口は、1.54倍（人口比18.4%）となっており、急速な高齢化が進んでいます。



江東区の人口の伸び率の推移
(平成19年 65歳以上人口 77,766人)
※住民基本台帳より(各年の1月1日現在)

●法制度の整備とバリアフリーの促進

高齢者や障害者を含むすべての人が安心して生活できる、バリアフリーの環境整備が様々な分野で進んでいます。

特に、鉄道駅等を中心とした面的整備や一定規模以上の建築物のバリアフリー化が進み、江東区でも平成18年度に交通バリアフリー基本構想を策定しました。

また、交通バリアフリー法、ハートビル法が平成18年12月からはバリアフリー新法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)として統合されました。これは、交通機関、公共的建築物、道路、公園、住宅など様々な施策の連携によるバリアフリーの環境整備の充実を図る総合的な法律です。加えて、心のバリアフリーの促進、高齢者や障害者等関係者の参画による段階的な発展を目指すスパイラルアップの導入など、ハード、ソフト両面からの取り組みを進めることとしています。

●情報通信技術のバリアフリー環境整備への活用

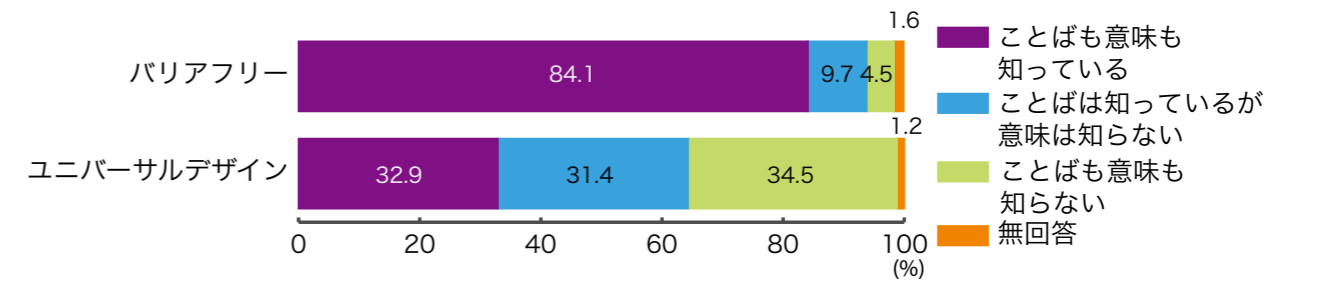
ユビキタス技術を活用した自立移動の支援プロジェクトの推進など、情報通信技術の研究開発にともない、バリアフリー環境整備への活用の検討が進められています。また、情報バリアフリー分野の日本工業規格の制定が進められています。

●ユニバーサルデザインの理念の広がり と政策的な位置づけ

どこでも、だれでも、自由に、使いやすくという「ユニバーサルデザイン」の考え方が様々な施策に広がってきました。施設のバリアフリー化のみならず、心のバリアフリー等のソフト面も含めた施策を推進することが求められています。

また、ユニバーサルデザインはより使いやすいデザインを追求していく取組であり、企画から事後の評価に至る各段階に利用者の声を反映させ、常に改善を図っていくスパ

イラルアップの導入が重要視されるようになりました。しかし、まだことばの認知度はバリアフリーほどは高くないのが現状です。



バリアフリーとユニバーサルデザインのことばの認知度
※バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進普及の方策に関する調査研究(平成18年2月 内閣府)より

《国、東京都の主な動き》 (●は国 ◆は都の動き)

●バリアフリー化推進要綱(平成16年6月1日 内閣府)

政府一体となって社会のバリアフリー化に取り組むための具体的な指針として決定しました。

●公共サービス窓口における配慮マニュアル(平成17年4月 障害者施策推進本部(内閣府))

障害者基本計画(平成14年12月24日閣議決定)に掲げられた「公共サービス従事者に対する障害者理解の促進」を具体化するため障害のある方が窓口を利用される際に配慮すべき事項を具体的に示しました。

●ユニバーサルデザイン大綱(平成17年7月 国土交通省)

バリアフリー施策を更に進めるためには、どこでも、だれでも、自由に、使いやすくというユニバーサルデザインの考え方にに基づき、個々の施設のバリアフリー化、公共交通機関と建築物の連続的なバリアフリー化のみならず、心のバリアフリー等のソフト面も含めた施策を推進する必要があるとしています。

◆ユニバーサルデザインガイドラインの提案(平成17年8月 東京都 18年1月パンフレットを作成)

都民、事業者及び行政が、ユニバーサルデザインの視点から、建築物や、公共交通における情報提供の整備に取り組む際に望ましい整備のあり方についての「目安」を示しました。ユニバーサルデザインは、より使いやすいデザインを追求していく取組であり、企画から事後の評価に至る各段階に利用者の声を反映させ、常に改善を図っていく(スパイラルアップ)ことが求められます。

●**住生活基本計画（全国計画）（平成 18 年 9 月 国土交通省）**

住生活基本法に基づき、住生活安定向上施策を総合的かつ計画的に推進するために策定しました。計画期間は平成 18 年度から平成 27 年度の 10 年間で、高齢者のいる住宅のバリアフリー化率（一定のバリアフリー【29% (H15) ⇒ 75% (H27)】、高度のバリアフリー【6.7% (H15) ⇒ 25% (H27)】）の目標を定めています。

●**高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）の施行（平成 18 年 12 月 国土交通省）**

公共交通機関や建築物等のバリアフリー化、施設等間の経路の一体的・連続的なバリアフリー化の促進等に加えて、心のバリアフリーの促進、高齢者や障害者等関係者の参画による段階的な発展を目指すスパイラルアップの導入等の施策を盛り込み、ハード・ソフト両面における施策の充実を図ることとしています。

◆**10 年後の東京 ～東京が変わる～（平成 18 年 12 月 東京都）**

現在の東京の到達点とオリンピックを見据えた新たな都市戦略の必要性から、東京が近未来に向け、都市インフラの整備だけでなく、環境、安全、文化、観光、産業など様々な分野でより高いレベルの成長を遂げていく姿を描いた「10 年後の東京 ～東京が変わる～（平成 18 年 12 月）」を策定し 8 つの目標を掲げています。その目標の一つである「6 都市の魅力や産業力で東京のプレゼンスを確立する」では、「転ばない、迷わない、安心して歩ける東京 ～ユニバーサルデザインのまちづくり～」として、都内 10 箇所の重点整備エリアと具体的な取り組み内容を挙げています。

《**江東区の関連行政計画**》

江東区でも平成 16 年 4 月以降、いくつかの関連する行政計画を策定し、さまざまな施策からやさしいまちづくりを進める体制が整ってきました。

■**こうとう子育て未来プラン 江東区次世代育成支援行動計画（平成 17 年 3 月）**

平成 15 年 7 月に成立した「次世代育成支援対策推進法」に基づき、子どもと子育て家庭への総合的な支援計画である「江東区次世代育成支援行動計画」を策定し、平成 17 年度から実施した。基本目標 5「子どもと子育て家庭にやさしい生活環境をつくっていきます」の施策のひとつとして「快適に生活できるまちづくり」を掲げ、

- 1) 良質な住宅、良好な居住環境の確保
 - 2) 気軽に外出できる環境の整備
- を進めていくこととしています。

■**交通バリアフリー基本構想（平成 18 年 3 月）**

「ユニバーサルデザインの考えに基づいて駅や道路、利用施設を整備し、区民の誰もがいつでも、どこにでもでかけたくなるまちづくり」を基本理念として、江東区内すべての駅と周辺地区を対象として計画を策定しました。

重点整備地区として「東陽町駅周辺地区」「南砂町駅周辺地区」を選定し、「南砂町駅周辺地区」では、やさしいまちづくり砂町促進地区との連携によってバリアフリー化を促進しました。

■**江東区障害者計画・障害福祉計画（平成 19 年 3 月）**

平成 16 年に障害者基本法が改正され、市区町村については、これまで努力義務であった障害者計画の策定が、平成 19 年 4 月から義務化されることとなりました。

障害者を取り巻く社会情勢の変化等に対応し、障害者福祉に関わる施策を再構築するとともに、障害者の地域生活を支援する基盤を整備し、サービスをより充実させて、「障害のある人もない人も共に生活できる地域社会の実現」に向けて前進するために計画を策定しました。

国・東京都の主な動き 及び 江東区の関連行政計画

平成 16 年	4 月	■江東区やさしいまちづくり推進計画
	6 月	●バリアフリー化推進要綱
平成 17 年	3 月	■こうとう子育て未来プラン江東区次世代育成支援行動計画
	4 月	●公共サービス窓口における配慮マニュアル
	6 月	●ユニバーサルデザイン大綱
	7 月	◆ユニバーサルデザインガイドラインの提案
平成 18 年	8 月	●住生活基本計画（全国計画）
	3 月	■交通バリアフリー基本構想
	12 月	●バリアフリー新法 ◆10 年後の東京 ～東京が変わる～
平成 19 年	3 月	■江東区障害者計画・障害福祉計画

※ ●：国の主な動き ◆：東京都の主な動き ■：江東区の関連行政計画

《**その他**》

■**平成 18 年度都市再生プロジェクト事業『住民、事業者、行政の協働によるマンションのユニバーサルデザイン推進調査』（平成 19 年 3 月 国土交通省住宅局）**

平成 17 年度の砂町地区ワークショップでの提案をもとに、江東区都市整備部建築調整課福祉のまちづくり担当が推薦団体となり、特定非営利活動法人まちしゅうの応募による平成 18 年度都市再生プロジェクト事業です。江東区をケーススタディとしてとりあげ、居住者の高齢化等に対応する既存マンションの改善手法やプロセスを検討しました。住み続けられるマンションに対する、具体的な実行プログラムの検討、管理組合等の取り組みにおける課題を整理しました。

見直しの内容

1 計画の期間の見直し

当初、計画の見直しを平成 18 年度に行う予定でした。しかし、砂町促進地区の事業が東京都のモデル事業に選ばれるなど成果が得られる中で、前期終了後の見直しを平成 19 年度に行ったことから、中期の計画期間を 1 年伸ばして下記の通り見直しました。

前期：平成 16 年度～ 18 年度：重点施策の先行実施としくみづくりの推進（終了）
 中期：平成 19 年度～ **22 年度**：重点施策の見直し、実践項目の継続としくみづくりの完成
 後期：平成 **23 年度**～ 25 年度：重点施策の見直し、実践項目の継続と進化

2 やさしいまちづくりの定義

当初の定義では「障害の有無、身体的な条件、使用する言語などの条件にかかわらず」という文言がありました。しかし、ユニバーサルデザインではより広い利用者を対象としていることから、「能力や特性の違いにかかわらず」という表現に改め、あらゆる人を対象としていることを表現しました。

年齢の違い、**能力や特性の違いにかかわらず、誰もが使いやすく安心して安全な環境をつくるため**、区と区民および事業者が協働で進めるまちづくり

3 重点施策

・前期に定めた 8 つの重点施策のうち、7 項目は概ね目標を達成し、歩道の段差解消は事業が終了しました。新規の重点施策として、以下の 5 項目を追加しました。

1) 無電柱化と円滑な歩道整備

・江東区では「江東区無電柱化計画」に基づき、道路の無電柱化を進めています。ユニバーサルデザインの視点からも誰もが歩きやすい歩道整備につながるため、重点施策として位置づけて整備を推進します。

2) 視覚障害者誘導用ブロックの設置

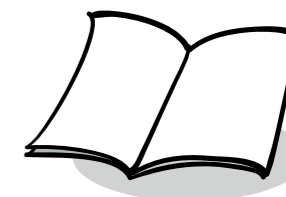
・誘導ブロックの整備はこれまででも推進してきましたが、中期からは重点施策として位置づけ、整備を促進します。促進地区など重要な場所では様々な手法による総合的な取り組みによって視覚障害者にとって安全な歩行環境を整備します。

3) 駅周辺の面的整備（特定事業計画）

・「交通バリアフリー基本構想」に基づいて策定された東陽町および南砂の重点整備地区では、特定事業計画に従って整備を実現します。

4) やさしいまちづくりハンドブック

・ワークショップから提案された施策です。個人個人の能力の違いに気づき、理解を深め、行動の指針になるハンドブックを、区と区民および事業者の協働で作成します。



5) 交流の場づくり

・ワークショップから提案されたソフトの施策です。スパイラルアップのまちづくりを進めるため、区民の意見やまちの情報を集め、意見交換ができる「場」をつくります。

◇中期（平成 19 年度～ 22 年度）重点施策

重点施策	関連する実践項目	整備（実施）目標 平成 19～22 年度	担当	
(1) 民間集合住宅共用部分のバリアフリー化促進	No. 6	各年度 30 件	住宅課 建築課 まちづくり推進課	
(2) 民間集合住宅整備にあたっての歩道と連続する空間整備	No. 5 No.28	各年度 30 件	住宅課 道路課 まちづくり推進課	
(3) 小規模既存民間建築物等の改修促進	No.17	各年度 6 カ所	まちづくり推進課	
(4) 福祉のまちづくり公園の整備	No.19	各年度 10 園	水辺と緑の課	
(5) だれでもトイレの整備	No.22 No.23 No.24 No.25 No.26	各年度 5 カ所	水辺と緑の課 まちづくり推進課 各関係課	
(6) 無電柱化と円滑な歩道整備	No.30	3 路線 (富岡地区)	道路課	★
(7) 視覚障害者誘導用ブロックの設置	No.31	各年度 800 m	道路課	★
(8) 鉄道駅のエレベーター整備	No.42	3 カ所	交通対策課	
(9) 駅周辺の面的整備（特定事業計画）	No.43	2 カ所 (東陽、南砂)	交通対策課 道路課	★
(10) 地区ワークショップ	No.49 No.60	1 地区	まちづくり推進課 各関係課	
(11) やさしいまちづくりハンドブック	No.68	作成	まちづくり推進課 各関係課	★
(12) 交流の場づくり	No.71	実施	まちづくり推進課	★

★は中期から新たに重点施策として位置づけたもの

■前期における主な整備実績（重点施策の概要）

1 マンション等民間施設の整備

民間マンションの建設にあたっては、敷地のセットバック部分と前面の歩道との一体整備や公共スペースのバリアフリー化についての指導・誘導を行いました。

(1) 民間集合住宅整備にあたっての歩道と連続する空間整備

●目標：年間 30 件

●実績：16 年度 40 件 / 17 年度 41 件 / 18 年度 41 件

(2) 民間集合住宅共用部分のバリアフリー化促進

●目標：年間 30 件

●実績：16 年度 27 件 / 17 年度 15 件 / 18 年度 23 件



白河地区の再開発における歩道との一体整備

2 小規模既存民間建築物等の改修促進整備

小規模民間既存建築物の改修は、件数が伸びていません。自己負担の必要があること、PRが十分で無かったことなどが考えられます。

(3) 小規模既存民間建築物等の改修促進

●目標：年間 6 カ所

●実績：16 年度 4 カ所 / 17 年度 4 カ所 / 18 年度 1 カ所



民間建築物のバリアフリー整備

3 公園やトイレの整備

公園のバリアフリー整備は順調に進んでいます。砂町促進地区では、ワークショップの提案を活用した整備を行いました。トイレについても整備が進んでいます。

(4) 福祉のまちづくり公園の整備

●目標：年間 10 園

●実績：16 年度 16 カ所 / 17 年度 19 カ所 / 18 年度 13 カ所

(5) だれでもトイレの整備

●目標：年間 2 カ所

●実績：16 年度 3 カ所 / 17 年度 5 カ所 / 18 年度 2 カ所



仙台堀川公園の園路の改修

4 歩道の段差解消

事業としては、歩道の段差解消は終了しました。今後は歩道の切り下げ部分の解消や誘導ブロックの敷設等さらに歩きやすい歩行者空間を整備していきます。

(6) 歩道の段差解消

●目標：年間 10 カ所

●実績：16 年度 10 カ所 / 17 年度 10 カ所 / 18 年度 6 カ所



歩道の段差改修工事

5 鉄道駅のエレベーター整備

鉄道駅のエレベーター整備は着実に進行しています。今後も、未整備の駅に設置していきます。

(7) 鉄道駅のエレベーター整備

●目標：年間 1 カ所

●実績：16 年度 東京臨海新木場駅 / 17 年度 JR 亀戸駅 / 18 年度 J R 新木場駅



新木場駅エレベーター

6 地区ワークショップ

砂町地区を対象として、3年間ワークショップを行い、初年度は課題発見、2年度目にはアイデア出し、3年度目には実践というステップで推進してきました。また、リーダーワークショップとして、今後地域での活動を担う人材育成のワークショップを行ってきました。

(8) 地区ワークショップ

●目標：年間 2 カ所

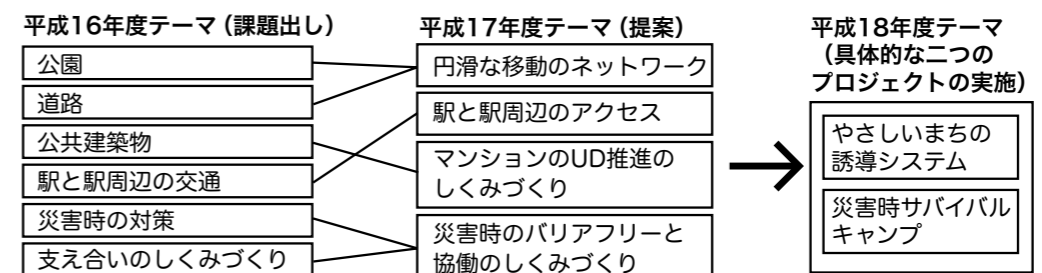
●実績：16 年度～18 年度 砂町地区ワークショップ / リーダーワークショップ



ワークショップによる誘導システムの検討



災害時の体験学習ワークショップ



■ やさしいまちづくり推進計画見直しワークショップの結果

広く区民の意見を計画の見直しに反映させるとともに、事業推進の支援、区民の立場からの評価など、区と区民の協働によるやさしいまちづくりの推進を図ることを目的としてワークショップを開催しました。

1 ワークショップの概要

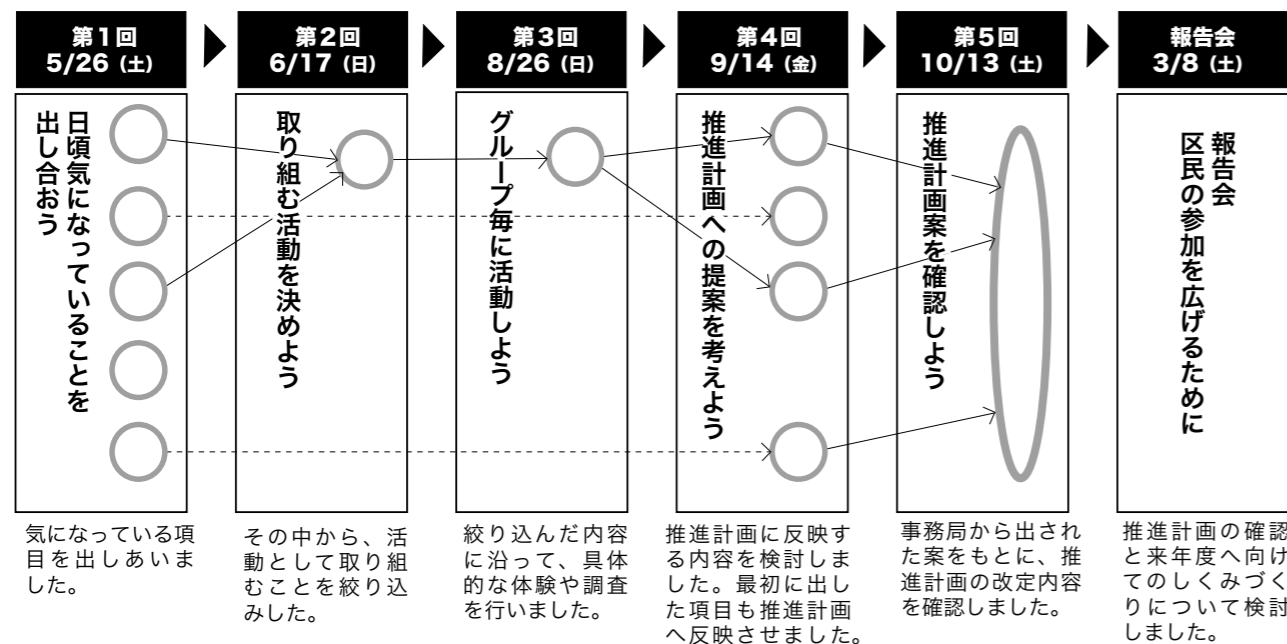
1) 開催日と出席者数

- 参加者 区民 28名 区職員 13名
- アドバイザー 原 昭夫 (地域プランナー)
川内 美彦 (アクセスプロジェクト代表)
- 開催日/出席者数

	開催日	区民	区職員者	その他
第一回	5月26日(土)	21名	13名	
第二回	6月17日(日)	18名	13名	
第三回	8月26日(日)	20名	12名	8名
第四回	9月14日(金)	18名	13名	
第五回	10月13日(土)	14名	11名	1名

2) ワークショップの流れ

最初は、日頃気になっていることを自由に出し合い、その中から具体的に現場で確認する内容を絞り込みました。現場のまち歩きを行い、その結果から推進計画の見直しにあたっての提案を整理しました。



2 ワークショップのようす



第1回 5月26日 グループで仮テーマをもとに、日頃気になっていることを話し合い、テーマの絞り込みを行いました。その後、砂町促進地区に行き、現地を確認しました。



ワークショップのテーマ
以下の三つのグループに分かれて、大きく三つのテーマで検討をしました。
1グループ：円滑な移動を切り口とした視点
2グループ：ユニバーサルデザインの場所づくり
3グループ：誰でも利用できる公共的サービス



第2回 6月17日 第一回の結果をもとに、取り組むテーマをグループ毎に検討しました。テーマに従って、現場まち歩きの場所を検討しました。



第3回 8月26日 グループ毎にまち歩きを行いました。まち歩きの結果を地図と模造紙に整理しました。



第4回 9月14日 現場まち歩きの結果を再整理するとともに、推進計画の見直しにむけて、大切なポイントを整理しました。



第5回 10月13日 推進計画の「実践項目」の見直し案を確認しました。



3 ワークショップの主な意見

1) 促進地区の展開

- ・促進地区でのワークショップの継続と具体的な整備の提案。
- ・すでに取り組んだ地区へのフォローアップ ⇒ 人のつながりを維持（フォーラム等）
- ・目につく活動をする必要がある ⇒ 避難訓練、災害時をテーマにした促進地区 ⇒ 地域のなかで協力、助け合えるシステム、災害対策員、緊急連絡先、名簿作成 等
- ・推進地区の取り組みをわかりやすいPR冊子（写真入りなど）にしていく。

2) 誘導システム

- ・誘導システムを今後の江東区のサインとして普及したい。そのためには誘導システムをきちんと評価した上で、区としての方向性をしっかりする。
- ・誘導ブロックの適切な敷設。（障害当事者の意見を聞く）
- ・同時に誘導ブロックだけに頼らず音声による案内を充実する。

3) だれでもトイレの整備（民間を巻き込んで）

- ・休日使えないということがないように、いつでも誰でも使えるトイレにしたい。

4) やさしいまちづくりハンドブック

- ・他の障害、個別の障害等について誰もが互いを理解し、仲良くなるハンドブック。
- ・障害についての情報を集めたマニュアルではなくて、一人一人の違いについて想像力を働かせ、考えるスタートとなるようなものにしたい。（こんなことに困っている／まちにはこんなことで障害になっていることがある 等々）
- ・小学校等の総合学習の一環として活用できるものにしたい。
- ・つくるプロセスを重視したい。⇒ ボランティアセンターと共同して／公募してワークショップで／当事者の参加をもとに。

5) 意見収集の場づくり

《モニター制度》

- ・ワークショップでまち歩きをすると「気づき」があるように、皆が「1日」モニターをすることで、「気づきの日」とする。／地域ごとのまち歩きの会を開く。

《ホームページ、ITの活用》

- ・インターネットは旬の情報。地図上に自分の気がついたことを記入する。

《まちの使いやすさコンクール》

- ・これが良かったという小さな意見を拾う。UD目安箱の設置。

《定期的な会合》

- ・ハンドブックや意見収集の場をつくるために定期的な会合（フォーラム等）をする。

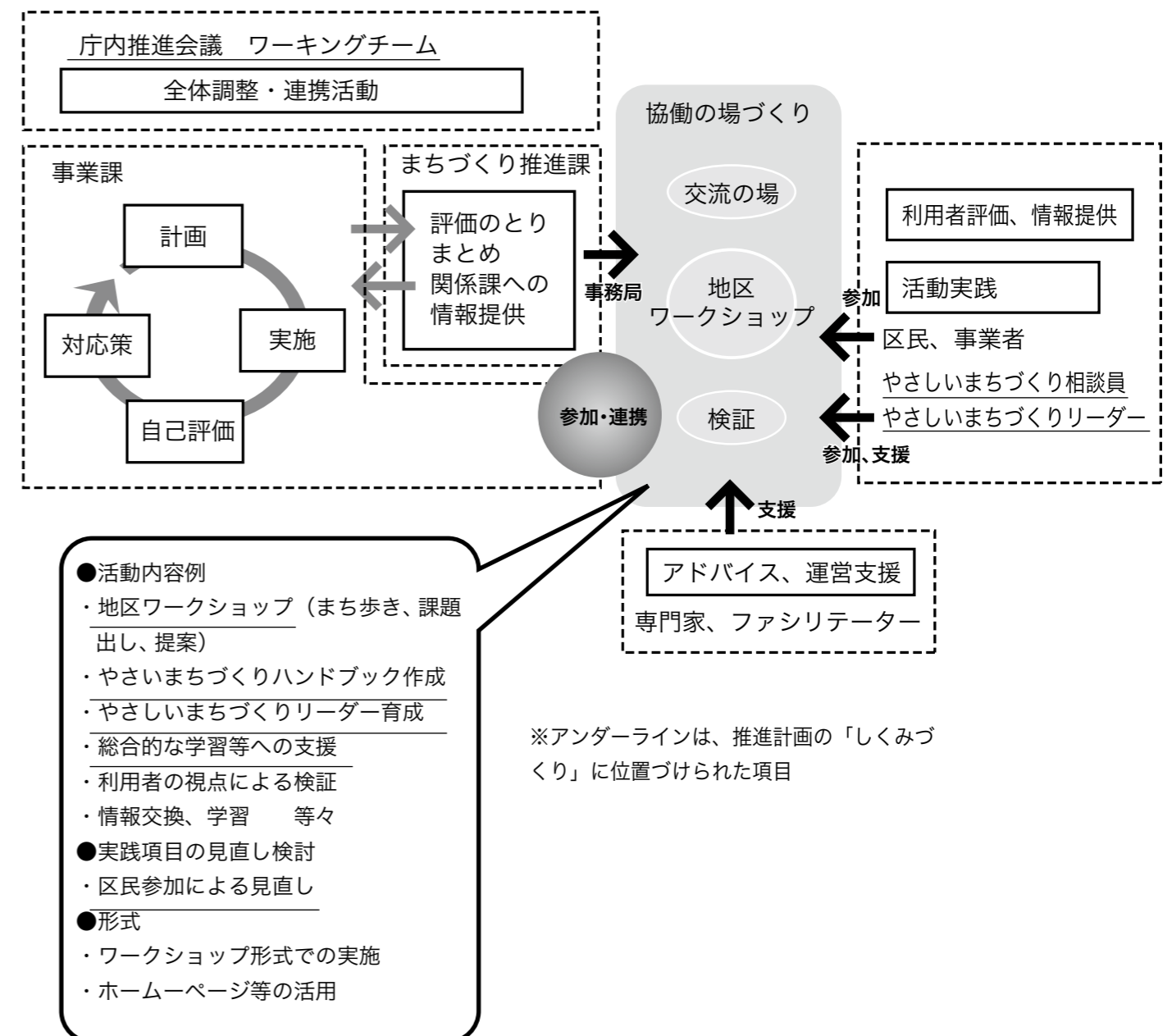
《主体の育成》

- ・あなたの声を区へつなげる展開活動の母体としてのNPOづくり。

■ 推進のしくみづくり

＜スパイラルアップを進めるしくみ＞

ユニバーサルデザインの理念を実現するためには、できるところから整備をして、その成果を評価し、さらに次の整備につなげていくスパイラルアップの考え方が不可欠です。そのためには、計画、実施、評価、次の整備への反映を継続していく必要があります。下図のようなしくみをつくり、それぞれが役割を担います。活動の中心として「協働の場」を確立し、活動を継続させてスパイラルアップを担います。



■実践項目 (平成20年3月更新版)

社会的情勢、国や都の動き、江東区の関連行政計画、庁内調査による取り組み状況やワークショップからの意見などを総合して、実践項目を更新しました。

役割分担表の見方

担当	表記	内容
区	○ 実施	区が主体となって整備、実施する
	○ 誘導 支援	区が誘導し、事業者の整備等を支援する
	○ 誘導	区が整備等を誘導する(条例、要綱など)
	○ 要請	区が整備等を要請する
	○ 協力	区が他の事業に対し、技術的アドバイス等の協力をする
事業者	○ 実施	事業者が独自に整備、実施する
	○ 参加	事業者が用地の提供や協働の事業者として参加する
	○ 協力	事業者が整備等に協力する
区民	○ 実施	区民が独自に実施する
	○ 参加	区民が区の整備等へ参加、協力する

※下線は見直し部分

実践項目	役割分担表			
	区	事業者	区民	
1 人にやさしい施設整備に関する項目				
1-1 誰もが利用しやすい住宅をつくるために				
■都営・区営住宅の改修にあたっての整備				
1. 区営住宅にエレベーター・共用部分の手すりやスロープの設置などによって、誰もが使いやすい住宅の整備を進めます。	住宅	○ 実施		
2. 居室について、高齢者等の利用を想定した整備を進めます。	住宅	○ 実施		
3. 「やさしいまちづくり促進地区」など、区と区民および事業者の協働による検討の結果、必要な場所については、都営住宅の優先的な改修を、都へ要請していきます。	住宅 まちづくり	○ 要請	○ 参加	○ 参加
■民間集合住宅の誘導と改修の支援				
4. 集合住宅の整備にあたって、福祉のまちづくり条例や建築物バリアフリー条例等に基づき、利用しやすい住宅に指導、誘導していきます。	住宅 建築 まちづくり	○ 誘導	○ 実施	
5. 公開空地と歩道の連続する空間整備など、集合住宅周辺の環境向上に寄与する住宅整備を誘導していきます。	住宅 道路 まちづくり	○ 誘導	○ 実施	★
6. 既存民間集合住宅の共用部分のバリアフリー化を各種制度の活用により指導、誘導していきます。	住宅 まちづくり	○ 誘導 支援	○ 実施	○ 参加 ★
7. NPO や事業者との協働により、誰もが使いやすいマンションの普及啓発を進めます。	住宅 建築 まちづくり	○ 誘導		○ 参加
■高齢者、障害者対応住宅の確保				
8. 認知症高齢者のグループホームの整備を推進していきます。	高齢福祉	○ 誘導 支援	○ 整備	
9. 民間のマンション等に対して、高齢者等の利用を想定した計画に、誘導、助言していきます。	高齢福祉 住宅	○ 誘導 支援	○ 整備	
10. 障害のある人が地域で自立して生活できる居住の確保を進めるため、グループホーム設置の指導、不動産業者との連携によりバリアフリーの物件もしくは改修可能な物件の情報収集に努めます。	まちづくり 障害者福祉	○ 誘導 支援	○ 実施	○ 参加
1-2 誰もが利用しやすい公共的建築物をつくるために				
■公共建築物の新規整備、改修時における人にやさしい施設整備の推進				
11. 公共施設で誰もが快適に利用できるように、段差解消や垂直移動等について、車いす等での移動の円滑化の立場から障害のある当事者の意見を取り入れて検討と対策を講じます。	各主管課	○ 実施		○ 参加
12. 「やさしいまちづくり相談員」など、障害のある人を含む利用者との意見交換(既存施設の検証などを通して)を施設整備に活かしていきます。	各主管課 まちづくり	○ 実施		○ 参加
13. 既存施設の整備状況を障害のある人を含む利用者や関係課へチェックし、関係課への情報提供を行います。	まちづくり	○ 実施		○ 参加
■民間施設(特定施設)の整備に際しての誘導				
14. 民間施設の整備にあたり、誰もが使いやすい施設整備に向けて、建築物バリアフリー条例との調整を図り、民間建築物の適正な誘導を図ります。	建築 まちづくり	○ 誘導	○ 実施	

★は重点施策として中期に実施するもの

実践項目	役割分担表			
	区	事業者	区民	
15. 民間施設の整備にあたり、福祉のまちづくり条例に基づく特定施設の誘導を継続して実施するとともに「適合証」取得の増大に努め、適合証取得施設のPRを図ります。	まちづくり	○誘導	○実施	
16. 特定施設の現地調査時に「やさしいまちづくり相談員」が立ち会い、事業者と意見交換を行います。	まちづくり 障害者福祉	○実施 支援	○実施	○参加
■小規模または既存施設における人にやさしい施設整備の推進				
17. 「やさしいまちづくりハンドブック」や「バリアフリーガイドライン(東京都)」等を活用し、民間の小規模既存施設の入口改修や段差解消等を支援します。	まちづくり	○支援	○実施	○参加
1-3 誰もが利用しやすい公園をつくるために				
■公園整備にあたっての利用者の意見の取り入れ				
18. 地域の主要な公園、シンボルパーク等の整備にあたり、地域コミュニティの場として利用できるよう、障害のある人を含む地域住民の意見を聴きます。	水辺と緑	○実施		○参加
■公園の入り口や設備の改善				
19. 公園の改修にあたり、入口を車いすやベビーカーでも入れるように、段差解消、車止めの間隔、グレーチングの目地幅に配慮して整備を進めます。原則として最低一カ所車いすでも利用できるように、公園施設(園路、トイレ、水のみ等)を改善します。	水辺と緑	○実施		○参加
■区と区民および事業者の協働による管理の推進				
20. 区と区民および事業者の協働による公園管理の推進、区民との協働方策(ピオトープなどの場づくり)を推進していきます。	水辺と緑	○実施		○参加
21. 公園を地域コミュニティの核として積極的に活用するための地域の自主的な活動の促進やNPOの育成を進めます。	水辺と緑	○実施	○参加	○参加
1-4 誰もがトイレ等を便利に使えるようにするために				
■公園、公共施設におけるトイレの整備				
22. 公共トイレの整備にあたり、可能な場所では「だれでもトイレ」を整備するとともに、公共施設整備の新築、大規模改修にあたりだれでもトイレの設置を進めます。	水辺と緑 各主管課	○実施		○参加
23. 「だれでもトイレ」の整備にあたって小さな子どもや子ども連れの人に利用しやすいものをつくります。また、障害のある人を含む利用者の意見を聴き、整備に反映させます。	水辺と緑 各主管課	○実施		○参加
■特定施設の「だれでもトイレ」の設置				
24. 特定施設の整備にあたり、「だれでもトイレ」の整備を誘導していきます。整備に際しては障害のある人を含む利用者の意見を聴き、指導、誘導、助言の参考とします。	まちづくり	○誘導	○実施	○参加
■その他(特定施設以外)の民間施設の整備推進				
25. 事業者は、不特定かつ多数が利用する施設における「だれでもトイレ」の設置に努めます。「バリアフリーガイドライン(東京都)」等に基づき必要に応じて障害のある人を含む利用者の意見を聴きます。	まちづくり	○誘導 要請 協力	○実施	○参加
■だれでもトイレ情報の整理とPR				
26. 公共施設、特定施設等が連携して500mに1カ所「だれでもトイレ」が設置されることを目指し、情報を収集し、関係者への情報提供や協力要請をしていきます。だれでもトイレの情報は、ホームページなどを活用して区民に情報提供をします。また、出来るだけ利用できる開放の時間が長くなるように、管理協力体制を検討します。	水辺と緑 各関係課 まちづくり	○実施	○協力	○参加

★は重点施策として中期に実施するもの

実践項目	役割分担表			
	区	事業者	区民	
2 円滑な移動の確保に関する項目				
2-1 道路、水辺の散歩道等を歩きやすくするために				
■誰もが移動しやすい歩行者空間の整備推進				
27. 都市計画道路の整備や再開発事業、都市計画制度を活用した大規模開発等の面整備にあわせ、車いす、ベビーカーの利用者、松葉杖をついた人など誰もが円滑な移動ができるよう十分な幅員の歩行者空間の整備を進めます。	道路 都市計画 まちづくり	○実施	○実施	○参加
28. 民地の開発と連続した歩行者空間の一体的整備をはかり、官民境界部の段差や植栽等をつくらないように指導、誘導していきます。	道路 住宅 まちづくり	○誘導	○実施	○実施
29. 車いすで移動困難な歩道の段差や傾斜が急な場所を改修し、連続的な歩行者空間の整備を進めます。	道路	○実施		○参加
30. 電線類地中化が可能なルートを検討し、整備を促進するとともに、区民の参加を得て、歩きやすく安全な道路の整備を推進します。	道路	○実施		○参加
31. 歩行者空間の整備や改修にあたり、舗装材は平滑性の高い素材を使用します。また、視覚障害者誘導用ブロックの設置を推進します。	道路	○実施	○実施	○参加
32. 歩道の不要な切り下げ(使われていない車庫前など)の平坦化を促進します。	道路	○調整 実施	○実施	○参加
33. 橋梁部の急勾配改善や橋詰の休憩スペースを確保していきます。都道部分は、整備を都に要請します。	道路	○実施 要請		○参加
34. 歩行者の安全を確保するとともに、自転車での円滑な移動を確保するため、水辺の連続性を活用した自転車通行帯の整備と、自転車のスピード抑制対策を図ります。	水辺と緑	○実施		○参加
■安全対策の推進、商品等のはみ出しや放置自転車の防止				
35. 視覚障害者対応、シルバー対応信号機の設置が必要な箇所を検討し(地区ワークショップ等による)、交通管理者等に対して要請していきます。	道路 交通対策 まちづくり	○要請	○協力	○参加
36. ほとんど使われていない歩道橋については、その再検討を国や都へ要請します。(通学路以外)	道路	○要請		
37. 道路上における商品のはみ出しや違法看板等、通行の妨げとなる障害物の所有者への是正指導を推進します。	管理 まちづくり	○実施	○協力	○参加
38. 駐輪場の整備等の自転車対策を継続して推進します。	交通対策	○実施	○協力	○参加
■連続した水辺の散歩道等の整備				
39. 水辺の連続性を確保し、水辺の散歩道、親水公園等を、車いすやベビーカーなど誰もが連続して円滑に移動できるように努めます。	水辺と緑	○実施		○参加
40. 車いすで通り抜けができないルートは、看板やサインで明確に表示していきます。	水辺と緑	○実施		○参加
41. 東京都や民間へ要請し、水辺の連続性を阻害している要因を改善していきます。	水辺と緑	○要請		○参加
2-2 公共的な施設を中心とした面的整備を進めるために				
■駅の垂直移動の確保				
42. 鉄道駅を誰もが利用しやすく、周辺との円滑な移動が可能のように、エレベーターやエスカレーター等の垂直移動施設の整備を進めます。	交通対策	○支援	○実施	○参加

★は重点施策として中期に実施するもの

実践項目	役割分担表			
	区	事業者	区民	
■公共的な施設周辺の連続した動線整備				
43. バリアフリー新法に基づく、公共的な施設を中心として連続した整備を進めます。車いすルートへの誘導明記（サイン）や音声による誘導システム、インターホン等による補助手段の融合による動線を確保します。また、周辺の民間施設を活用したエレベーターの設置が必要な場合は、区が交通事業者と民間施設の調整を行います。	各主管課 まちづくり	○ 実施	○ 実施	○ 参加
■住民参加による駅のバリアフリー点検と計画の策定				
2-3 バスやタクシーを利用しやすくするために				
■都バスの整備要請				
44. 道路管理者や警察等と連携して、バス停前後での違法駐車を無くし、バスがバス停に正着しやすくしていきます。	交通対策 まちづくり	○ 要請	○ 実施	○ 参加
45. ノンステップバスを導入するよう、バス事業者に要請していきます。	高齢事業 障害者福祉 交通対策	○ 要請	○ 実施	○ 要請
46. バス事業者に対して、高齢者や車いす利用者、視覚や聴覚に障害のある人等への対応方法などについての従業員（運転手）への研修およびスロープや音声案内の整備の要請を行うとともに、研修の講師を紹介することに協力します。	高齢事業 交通対策 障害者福祉	○ 要請 協力	○ 実施	○ 参加
■タクシー事業者との協力				
47. タクシー事業者に対して、高齢者や車いす利用者、視覚や聴覚に障害のある人等への対応方法などについての従業員（運転手）への研修の要請を行うとともに、研修の講師を紹介することに協力します。	交通対策 障害者福祉	○ 要請 協力	○ 実施	○ 参加
3 やさしいまちづくりの総合的取り組みに関する項目				
3-1 地区のやさしいまちづくりを進めるために				
■地区ワークショップ				
48. 江東区内で先行的にやさしいまちづくりを進めることが求められる地区やまちづくりの機運がある場所を「やさしいまちづくり促進地区」とし、区と区民および事業者の協働でやさしいまちづくりを進めます。	各関係課 まちづくり	○ 実施	○ 協力	○ 参加
49. 「やさしいまちづくり促進地区」で地区ワークショップを開催し、まち点検、地区整備状況について調査し、地区の今後のやさしいまちづくりにつなげます。	建築調整 各関係課 まちづくり	○ 実施	○ 参加	○ 参加
3-2 わかりやすいまちにいくために				
■誰にでもわかりやすいサインの充実				
50. 車いすでは通り抜けができない水辺のルートや公園などに、通り抜けできないことを明示するとともに、迂回ルートを示します。	水辺と緑	○ 実施		○ 参加
51. トイレの男女区別は、青（男）と赤（女）の原則を守り、外側からはっきり見える場所に設置します。	水辺と緑 各主管課	○ 実施	○ 実施	○ 参加
52. 公共施設や民間の特定施設整備にあたり、施設名や目的がわかるよう、正面のわかりやすい位置に目立ちやすくわかりやすいサインを設置します。	各主管課	○ 実施	○ 実施	○ 参加
53. その他のサインについても「地区ワークショップ」等で一定範囲を総合的に検討し、整備・改修を推進します。なお、「やさしいまちの誘導システム」の成果を検証し、ユニバーサルデザインの視点から今後のやさしいまちづくりにつなげます。	各主管課 まちづくり	○ 実施	○ 実施	○ 参加
■多様な手段での情報提供				
54. 視覚に障害のある人、聴覚に障害のある人および日本語を読めない外国人等に対して、行政サービスを理解し、サービスが受けられるよう整備（点字情報、音声誘導、公共施設の電光掲示板の充実、手話通訳者の確保、画面音声化ソフトの特性に沿ったホームページの作成等）し、情報を発信していきます。	広報広聴 経済 障害者福祉 各関係課 まちづくり	○ 実施	○ 参加	○ 参加

★は重点施策 ☆はしくみづくりとして中期に実施するもの

実践項目	役割分担表			
	区	事業者	区民	
■ITを活用した情報提供				
55. ホームページを活用し、やさしいまちづくりに関する情報を区民に広く提供するとともに、モニター制度など意見交換の場をつくりま	まちづくり	○ 実施		○ 参加
56. ITによる情報提供を、より多くの人々が利用できるようにするため、ITに不慣れな人にも利用しやすいホームページづくりや、障害のある人や高齢者等を対象としたパソコン講習を実施、支援していきます。	広報広聴 高齢事業 障害者福祉	○ 実施	○ 協力	○ 参加
3-3 災害への備えと被災時の対応を図るために				
■避難ルートや避難場所の整備				
57. 一時集合場所や避難所、広域避難場所等の出入口の改善やトイレの改善等について、バリアフリー化を推進します。	まちづくり	○ 実施		○ 参加
58. 細街路の拡幅や避難路の段差解消などによるバリアフリー化を推進します。	建築調整	○ 実施		○ 参加
■災害時の情報提供及び協力体制づくり				
59. 区と区民および事業者が協働で、地区別防災カルテを作成します。	防災	○ 実施		○ 実施
60. 「やさしいまちづくり促進地区」（ワークショップ）において、区と区民および事業者の協働による調査をもとに、地域防災の視点を含めてまちの課題や将来像を検討し、まちづくりとの連携を図ります。	高齢福祉 高齢事業 障害者福祉 まちづくり	○ 実施	○ 協力	○ 実施
61. 高齢者や障害のある人への声かけ、話し合いの場づくりによってコミュニケーションを強化し、緊急時の対応を図ります。本人の合意が得られる場合は、高齢者や障害のある人の状況の把握をし、いざという時の対応方法を検討します。	防災 まちづくり	○ 協力	○ 協力	○ 実施
62. 災害時に地域の人たちが自主的に協力できる関係づくりのための体験・学習・交流活動（災害時バリアフリー避難所体験など）を実施していきます。	各関係課 まちづくり	○ 実施		○ 実施
63. 災害時に、必要な常備薬等が身近に供給できるように、体制を整備していきます。	防災	○ 実施	○ 協力	○ 参加
4 整備の指針作成と手法の共有に関する項目				
4-1 利用者の視点でまちづくりやものづくりを進めるために				
■やさしいまちづくり相談員制度				
64. 障害がある人などで、やさしいまちづくりや施設整備について意見が聴ける「やさしいまちづくり相談員」を依頼し、設計者が日常的な業務の中で気軽に疑問点を聴き、相談できるようにしていきます。また、相談員のレベルアップを図ります。	障害者福祉 まちづくり	○ 実施	○ 協力	○ 参加
■現場実験や利用者との意見交換と人材育成の場づくり				
65. 障害のある人が直接利用することが多い施設では、建設や改修の企画段階や実施設計、整備などの必要な段階で障害のある人を含む利用者をはじめ、多様な人から意見を聴く機会を設けます。	各主管課 まちづくり	○ 実施		○ 参加
66. 整備後の施設の見学会等により、車いす利用者や視覚に障害のある人との意見交換を実施し、次の整備への情報の蓄積等を行うための仕組みとして、区民と行政の協働を図ります。	各主管課 まちづくり	○ 実施		○ 参加
67. 歩道の舗装材や公園等の手すりの位置など、図面で判断しにくく現場での検討が重要なものについてはモデル的な整備による現場実験を行うなど、障害のある人を含む利用者との意見交換を充実させます。	各主管課 まちづくり	○ 実施		○ 参加
4-2 施設整備・改善方法の共有のために				
■やさしいまちづくりハンドブックの作成（マニュアル補完）				
68. やさしいまちづくりを進めるための指針や基本的な考え方を「やさしいまちづくりハンドブック」として簡潔にまとめ、活用します。	各主管課 まちづくり	○ 実施	○ 参加	○ 参加

★は重点施策 ☆はしくみづくりとして中期に実施するもの

実践項目	役割分担表			
	区	事業者	区民	
5 区民参加と育成のしくみづくりに関する項目				
5-1 やさしいまちづくりの人材育成を進めるために				
■やさしいまちづくりリーダー研修				
69. ワークショップ企画、運営の研修などを実践できるワークショップ運営者（やさしいまちづくりリーダー）を育成していきます。継続したフォーラムを実施し、その中での人材育成を図ります。	まちづくり	○ 実施	○ 参加	○ 参加
■設計者、事業者等の啓発・研修				
70. 建築家・工務店など、まちづくりを担う専門家に対し、区民と行政の協働による、継続した検証・検討の場に参加を呼びかけるなど、意識を醸成するための研修等を企画、実施していきます。	建築 各関係課 まちづくり	○ 実施	○ 協力	○ 参加
5-2 地域活動の活用と場づくりを進めるために				
■地域での場づくり				
71. 区民と行政の協働による、継続した検証・検討の場による継続した活動を行います。	各関係課 まちづくり	○ 実施	○ 参加	○ 参加
72. 区民と地域の商店街や町会・自治会などは、協働して地域のやさしいまちづくり活動を行います。	経済 まちづくり	○ 協力	○ 実施	○ 実施
5-3 学校教育と連携して意識を育てていくために				
■総合的な学習等への支援				
73. 区内の小中学校の総合的な学習の時間などを活用して、やさしいまちづくりに関連する授業への支援を行います。	指導室 まちづくり	○ 協力	○ 協力	○ 実施
■小中学校と地域活動グループの連携				
74. 区内の自主活動団体やNPOなど、小中学校との連携を図るグループの活動を支援します。	まちづくり	○ 協力	○ 協力	○ 参加
5-4 次世代を担う子どもたちを育てていくために				
■次世代を担う子どもの育成				
75. 江東区次世代育成支援行動計画に基づき、子育ての視点からやさしいまちづくりを推進します。	子育て支援	○ 実施	○ 協力	○ 参加
76. 子ども家庭支援センターにおいて、地域での場づくりの支援と、子育て環境を充実していきます。	子育て支援	○ 実施	○ 協力	○ 参加
6 関係者の連携と進行管理に関する項目				
6-1 関係者の連携のしくみをつくるために				
■関係者の連携のしくみ				
77. 庁内の連携を図り、総合的な取り組みを進めるため、庁内推進会議および幹事会を継続するとともに、都、警察、消防など関係機関との連携を進めます。	各関係課 まちづくり	○ 実施		
■推進ワーキングチーム				
78. 各関係課によるワーキングチームによって、やさしいまちづくりの推進にあたっての情報交換や業務の連携を図ります。	各関係課 まちづくり	○ 実施		
6-2 進行管理のしくみをつくるために				
■実践項目の見直し検討				
79. 「実践項目」の推進状況を把握するため、年度毎に区と区民により推進状況調査を行います。	まちづくり	○ 実施		○ 参加
80. 社会情勢の変化、関連計画との整合、推進状況調査をもとに、区と区民により「実践項目」を見直していきます。	各関係課 まちづくり	○ 実施	○ 参加	○ 参加

★は重点施策 ☆はしくみづくりとして中期に実施するもの

用語解説

バリアフリー

障害のある人や高齢者が地域の中で自立し、自由に社会活動に参加できるように、その障壁（バリア）をなくすこと。階段や段差など物理的なバリア、資格や入試・就職などの制度的なバリア、情報伝達手段の不備による文化・情報面でのバリア、偏見や哀れみなどの意識上のバリアの4つがあるとされています。

ユニバーサルデザイン（UD）

年齢の違い、能力や特性の違いにかかわらず、可能な限り最大限に使いやすい製品や環境をつくるためのデザイン。誰もが等しくかつ快適に社会のあらゆる活動に参加し、豊かな生活を達成するため、人権尊重の立場に立って公平な社会基盤をつくることを目指したものの考え方の考え方です。バリアを前提としてそれを取り除く「バリアフリー」の考え方に対し、ユニバーサルデザインは身体的な障害の有無を前提とせず、誰にとっても使いやすいデザインを目指しています。

スパイラルアップ

製品や環境整備にあたり、ユーザーのニーズを把握して、評価と改善を継続的に行うことでより良いものにしていくこと。ユニバーサルデザインは、より使いやすいデザインを追求していく取り組みであり、企画から事後の評価に至る各段階に利用者の声を反映させ、常に改善を図っていくことが必要です。このような取り組みを仕組みとして定着させていくことが求められています。

ワークショップ

1960年代のアメリカで価値観の異なる多様な人々が協働して、よりよいまちづくりや生活環境を計画していく手法として工夫され、発達してきた市民参加を進める方法。複数の人が集まって問題を解決するための手段で、ワークショップの過程で共通の課題を共有することにより、最終的に参加者それぞれが意味のある解決法を見出すことに重要な意義があります。したがって結果も重要ですが、参加者が共通の認識を持つための過程が大変重要です。

ファシリテーター

ワークショップ全体の企画、運営、グループワークの進行、意見交換や課題解決の議論などを円滑に進めるプロセスを担う人。ファシリテーターはワークショップで取り上げる対象や計画に対して、中立的立場を維持することが求められます。そのため、計画策定や設計とは切り離れた立場でプロジェクトに関わることもありますが、ワークショップを踏まえて計画づくりまで一連の取り組みとして行なう場合には、ファシリテーターがプランニングまで関わる場合もあります。



やさしいまちづくり推進計画 前期の見直し（平成16～18年度）

平成20年3月

印刷物規格表第1類

印刷番号(19)135号

発行

江東区都市整備部まちづくり推進課

江東区東陽4-11-28 電話03-3647-9111(大代表)

編集協力

場所づくり研究所プレイス

世田谷区赤堤4-2-10-203 電話03-3324-0365
